

その他の金属製品製造業におけるプレス機械を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
1	16～17	手動式プレスを使用して、型押し作業中、位置を直そうとした際、体勢のバランスを崩し、右足が足踏み式ボタンに触れたことにより機械が作動して、プレス台上にあった左親指つけ根に当たって負傷した。	19～99	50
1	14～15	当社工場内において、フットプレス加工機でプレス作業中に金型に残った製品を取り出そうとした際、誤ってフットペダルを踏み右手第二指第一関節を切断した。	69～29	10
1	15～16	バリ取り工程で、バリを取る作業の時、金型とワークの間に両手でプレス起動スイッチを押した後、ワークのセットが悪いことに気づき、修正しようと思い右手でワークを持った時、金型のワーク挿入パンチが下降し、右手人差し指の第2関節と第3関節の間の親指側側面が挟まれ裂傷した。	60～99	50
1	19～20	工場内のターレットパンチプレスのテーブルとレールの近くで、中抜きカスを捨てる為に機械の下に入って作業していて、立ち上がる時にレールの角部分で腰をぶつけてしまった。	26～29	10
1	13～14	会社内にて、プレスブレーキにて曲げ作業中、不要な金型を取り付けていた為、金型に左手人差し指をはさんだ。	34	1～9
2	14～15	100tベンダーにて700mm×30mm×1.6mmのステンレス材曲げ加工中、指が入った状態で上昇ペダルを踏んでしまい、金型に挟まれ骨折した。	37～49	30
		当社第一工場内自宅型枠用UピンのU材プレス工程で、エラーが発生し、ワーク仕置き調整作業に入るため「非常停止ボタン」を押したつもりで、プレス機械の停止		30

2	8~9	確認をせず、安全扉も開けず、作業棒や作業マグネットを使用せず、安全扉の隙間から金型の間に入れた瞬間にプレス機械が駆動し右手を挟まれてしまった。右手人差し指第二関節より上部と中指第一関節より上部を欠損した。同日の昼に搬送され、夕方に手術し入院し、後日退院した。	23	~ 49
2	16~17	製作所内において、プレス作業中に35tプレス機は安全装置がない状況で金型間で手を挟んだ。	56	1~ 9
2	9~10	当社、第2工場t=200トルクプレス機にて、t4.5切り板の作業による抜き加工を行っていた際、材料を所定の位置へ置いた時、位置のズレが発生しそのズレを直している時、誤ってフットペダルを踏んでしまいプレス型の中に右手薬指を挟み負傷したものである。	51	30 ~ 49
2	15~16	工場内でパイプを切断するプレス機の刃を交換する作業中、一定の間隔で降りてくる上部の機械を予想していたが手を引くのが遅かった為、プレス機上部と土台にある突起物に挟まれ左手第4、5指を打撲骨折、手のひらを切傷したものである。	58	1~ 9
2	14~15	工場内にて鏡板製造プレス使用中、本来飛散防止フォルダーを付けないといけなところ付けずにプレスした為、金型に圧がかかり、割れて飛散した一部が左腕に当たった。	75	1~ 9
2	14~15	作業場で部品製造中、材料（鋼線）をセットする際、誤って左手を置いたままプレス機を作動（足でペダルを踏む）させてしまい、左手人差し指を挟み負傷した。	17	10 ~ 29
2	13~14	プレス機に品物をセットし、手を離してスイッチを押さなければならないのに品物に手を置いたままスイッチを押してしまった為、左母指を潰した。	66	10 ~ 29
3	13~14	工場内、プレス加工機による加工作業中、金型により安全装置を切ったまま作業したため、指をはさまれ骨折、切断した。	76	1~ 9
4	15~ 16	工場内でプレス機械で製品の加工中に、誤って右手人差し指がプレス機械に触れ、右手人差し指を負傷した。	71	1~ 9
	9~			30

4	10	アングルの穴あけ中に、パワープレスの機械に左前腕が挟まれ負傷した。	52	～ 49
4	15～ 16	プレスに型を装着しスクロールチェック中に商品がずれた為、直すつもりで手を出した時にフットペダルも踏んでしまった。その際、プレスは作動中だったがスクロールは下に降りていて回転し、指を挟んでしまった。	51	1～ 9
4	11～ 12	当社作業所内において、当社製品であるブリキ板のプレス加工業務中、誤ってプレス機の稼働中にブリキ板を置いてしまい、右手第一指の第一関節付近がプレスされた。	59	10 ～ 29
4	15～ 16	25tプレスにて単発工程の作業をしていた。作業内容は、ボルスター上に設置してあるテーブルに加工前の製品を置き、肘を付けたまま、作業を行っていた。作業者は作業開始前に安全器の動作確認を行い、良好であったため作業を始めた。安全器の最下点はボルスターより90mm、金型の最下点は、ボルスターより95mm地点にあったが、肘が安全器の下を通る形となり、左手中指第1関節から上、爪を損傷した。	22	10 ～ 29
5	14～ 15	45tプレス機にスイッチ製品製造のため金型をセットし、材料を左手で持って送りながら加工の調整を行っている最中に、誤ってフットスイッチを入れてしまい、左手の小指と環指の一部を金型に挟まれた。	76	1～ 9
5	14～ 15	工場内でベンダー加工をしている最中に、誤ってベンダーの刃に左手を挟んでしまった。加工物が小さいために手で支えていたが、その時に稼働ペダルを踏んでしまった。	57	10 ～ 29
5	14～ 15	工場内のプレス機にて外形穴抜加工の際、製品が小さく金属板を両手で支えながら作業する必要があった為、フットスイッチを使用して作業を行っていたところ、スイッチを離すタイミングが速かったためプレス機が途中で停止してしまい、機械を寸動工程に切替えて上死点まで復帰させ作業を再開した。スイッチを安全一工程に戻し忘れ、寸動工程のまま作業してしまい、抜き終わった製品を取ろうとしてプレス機に手を入れた際、誤ってフットスイッチを入れてしまい、機械に手を挟まれた。上司からは、製品が小さいため金型から外す際は手を入れずにエアーにて飛ばすよう指示を受けていたが、受傷者が工程を省略しようとして自己判断にて手で行っ	50	1～ 9

		た。		
5	13～ 14	本社工場プレス作業場で穴抜き作業中、穴抜き後の製品を右手で網パレ容器に移そうと製品を持った時、左横にある穴抜き前の製品置き場の製品が落ちて来たのに驚き、足踏みペダルに足をかけたまま作業をしていたため思わず踏んでしまい、プレス機が作動してパンチホルダーと製品の間で左手中指を挟み開放骨折した。	57	50 ～ 99
5	9～ 10	プレス機による曲げ加工時（鉄板、厚2.3mm×幅20mm×長さ56.6mm、L字曲げ）、金型に材料をセットしていた右手人差し指が滑ったと同時に誤ってプレス機を作動させてしまい、その指を金型に挟んでしまった。それにより右手人差し指（第一・第二関節の間）をほぼ切断した。プレス機は、両手操作および足踏みドラムも可能なもので今回は足踏みで行った。	68	1～ 9
5	11～ 12	工場内にてプレス機械の安全装置の不具合を調整中に、入社間もない社員が安全カバーを取付けていない状態で当機械を操作し、当機械の金型内に手を入れてしまい、右人差し指を挟んだ。	42	10 ～ 29
6	15～ 16	工場内プレス機ラインで、プレス機作業中に、製品取り出しとプレス機起動のタイミングを誤ってしまったため、金型に左手を挟まれてしまった。	30	10 ～ 29
6	13～ 14	プレス加工中、通常であれば切り板1枚を抜くと金型の下に16枚たまるため、取り出してパレットに入れるところを、忘れて2枚を抜き、その上に3枚目の5枚を抜いた時に下にたまっているブランク材が手前に飛び出し、作業者の左手の小指と左腹部を直撃したため負傷した。	50	10 ～ 29
6	16～ 17	キャビネットの引き出しレール（39mm）を曲げていて、角度が出なかったので二度曲げた時に、右手人差し指を挟んで負傷した。	23	30 ～ 49
7	14～15	工場内で、油圧ベンダーを使い、錠パネルを曲げる作業をしていた。マグネットクランプにて錠パネルを1枚ずつ金型にセットし、フットペダルにて油圧ベンダーの上昇、下降操作をしていた。マグネットクランプにて曲げ前の錠パネルを金型にセットした際、錠パネルが金型からずれているのを確認して、手で直そうとした所誤ってフットペダルを踏んでしまった。それに気付かず上型が下降して指を挟	43	50 ～ 99

		んでしまった。		
7	11~12	工場内においてパワープレス（25t）を使用して金属部品の加工作業中、作業中のプレス機の金型と金型の上に右手指を誤って挟み負傷した。	29	1~9
7	13~14	本社工場においてプレス作業中、誤ってフットスイッチに触れてしまい、機械の作動により右手第3・4・5指をプレス機に挟み骨折、及び中指・薬指の先端を切断した。	71	1~9
7	9~10	工場（作業場）で鍵のナンバー打ちをプレス機械でする際、鍵をセットしようとしたときにレバーに手が当たり、誤って手を挟んでしまった。	68	10~29
7	11~12	当社工場において、プレス機で厚さ3.2mmの鉄製パイプコーナーの曲げ加工中、普段から作業時は安全装置のスイッチを入れて作業するよう指導していたが、被災者は、気持ちが急いでいたため、効率が悪いという理由で、安全装置のスイッチを切って作業していた。プレスした材料を早く取り出そうとペダルを踏んだ直後、右手を出してしまい、安全装置を切っていたため、プレス機に右手示指を挟まれ負傷した。	48	10~29
7	16~17	当社工場内において、アルミの曲げ加工作業中、二人作業によるブレーキベンダーでの四角曲げの工程で、一角目の曲げが終り二角目に入るとき、アルミ板がずれたので修正しようとして、右手親指の先をバックゲージと下の金型の間に挟み挫創した。	30	100~299
7	13~14	2号棟工場内の20tプレス機で作業が終了し、電源を切り、キーロックを入れて金型を取り外す作業を開始した。金型上部のシャンクを固定しているボルトを緩め、上金型を下ろし、次にシャンク押工を手前に引き出そうとしたとき、完全に停止していないフライホイールにクラッチが入り、スライドが下がってシャンク押工と上金型の間に指が挟まれた。	40	50~99
7	9~10	足場部品製造現場にて、パイプ引き抜き用プレス機での作業中に、パイプ挿入口とパイプの隙間に指を挟みこみ、当該事象が発生した。事象発生時、パイプを挿入する穴を広げ過ぎていたため、パイプと挿入口との間に余計な隙間が出来てしま	31	10~

		い、作業時にパイプを保持していた人差し指が隙間に入ったまま始動スイッチを起動させ、パイプと挿入口との間に右人差し指の先端を挟まれた。		29
9	9～ 10	工場にて金属板のプレス作業中、ゴミを払おうとして、降りてきた上型に左手中指と左手人差し指を挟まれて負傷した。	57	50 ～ 99
9	14～ 15	作業場内のプレスブレーキ（油圧式）を操作して、小物品の曲げ作業を椅子に座ってフットスイッチを踏んで上型を下降させてる最中に他の作業者の声を呼び声と勘違いし、声方向（左側）に振り向いた際、右手の中指と薬指を下型と上型の間に挟んだ状態になったが、その状態のままフットスイッチを踏み続けたために指が押し潰された。	37	1～ 9
9	16～ 17	上記日時に当社加工工場内において、被災者がアルミ板（縦4.5cm×横120cm×厚2mm）を柄杓型に加工する作業をしていた。板をプレス機に置く際、通常であれば手のひらを上に向け板を下から支え持つ形でプレス機に置きプレスする工程を何故か手のひらを下向きにし、板を上から持ち上げる形でプレス機に置き手を挟み受傷したものである。なお、被災者本人の記憶が曖昧であることから意識的に危険な持ち方をしたわけではないと思われる。	26	10 ～ 29
9	9～ 10	当社工場内のプレスブレーキを使用し、ステンレス製品の曲げ加工を行っていたところ、物音に気を取られよそ見をしている際にペダルを踏んでしまい、左手人差し指の先端をプレスで挟み負傷した。	45	10 ～ 29
10	8～9	25トンプレス機で、0.35mmの薄板を曲げる作業時、寸法を出すための運転で、安全器オフ・フットSW使用中であった。本運転に切り替えのため、立ち上がった時めまいがしてプレス機金型に手をついてしまい、フットSWを踏んでしまったため、プレス機が作動して左手を損傷した。	41	10 ～ 29
10	8～9	工場内で、プレス機の作業開始前点検を行っていた。プレス機の作動油がにじんでいたため、安全装置の有効範囲外のところから手を入れ、清掃しようとしていたところ、誤って操作ペダルを踏んでしまい、機械と金型の間に指を挟んでしまった。	50	10 ～ 29
	14～	当社工場内にてステンレス平板の折曲作業中、機械裏側にあるガイドの確認をする		

10	15	ために左手を機械裏側にいれたところ、上から降りてくる金型に挟まれた。	30	—
11	16～ 17	1階工場内のプレス機で穴あけ作業中、パンチホルダーに金物が詰まり取り除こうとして手を入れたところ、誤って足元にあるスイッチを押してしまった。パンチホルダーに手を挟まれ左手人差し指を骨折した。	23	50 ～ 99
11	14～ 15	折り曲げ作業の準備中、80トンベンダーの曲げ刃下型へ「素材キズ防止のビニールシート」を敷こうとした際、両手が金型の中へ入ってしまった。この時にフットスイッチペダルを踏んでしまい手を挟んだ。左手薬指、中指、人差し指、右手人差し指を骨折した。	50	30 ～ 49
11	14～ 15	工場内でプレス機械の金型に挟まれた。金型セッティング中に誤って指を挟んだ。	35	1～ 9
11	17～ 18	工場内で、プレス加工中に手押しスイッチで作業をしていたが、途中、フットスイッチに切り替え、品物をセットする時に誤ってペダルを踏んでしまい、右手人差し指・中指・親指・小指先を負傷した。	49	1～ 9
11	15～ 16	1F板金場でプレスブレーキの金型を交換する際、金型を右方向に移動させて取り出すため、左手で力を入れて押したが、右手を中間板の間に入れていたため、金型右端が、右手薬指に強く当たり、負傷した。通常作業では、金型下部を両手で支えて外すようにしていたが、無意識的に手を中間板の間に入れていた。金型交換時の注意事項を機械前面に表示していた。作業者は右手薬指の切傷、骨折と診断された。	48	50 ～ 99
12	14～15	作業場にて屋根材の材料加工中、曲板機に挟まれ、左手小指第一関節および薬指の先を切断した。	19	1～ 9

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html